

# 江戸川区スーパー堤防事業差止め等請求訴訟東京高裁判決に対する弁護団声明

2019年7月26日

江戸川区スーパー堤防事業差止訴訟弁護団

はじめに

2019年7月16日、東京高等裁判所民事第19部（裁判長都築政則）は、江戸川区スーパー堤防事業差止め等請求訴訟について、控訴人らの控訴をいずれも棄却する不当判決を言い渡した。

本件訴訟の主要な論点と判決理由の不当性については以下の通りである。期待された控訴審も、結局は一審同様、国を負かすわけにいかないという結論ありきの判決であり、行政追隨の裁判所の姿勢に対して強く抗議するものである。控訴人ら4名は、本判決を断固不服とし、本日、上告申立及び上告受理申立を行った。

## 第1　国の法的権限について

控訴人らは、土地区画整理事業に基づき住民を立ち退かせた上で、その空白を利用して、区画整理事業の主体ではない国土交通省がスーパー堤防の盛土工事をするという本件事業で国土交通省・江戸川区が用いた手法について、法律上の権限を欠く違法な工事であると一貫して主張してきた。国土交通省が工事権限と根拠として主張してきた土地区画整理法100条の2に基づく江戸川区の「管理」権限に基づいて、最大7メートルにも及ぶ盛土の「工事」を行うことはできないからである。

これに対し本判決は、①道路法や河川法など他の公物管理法においては「工事」が「管理」に含まれていること、②土地区画整理法の「管理」には土地の改良等の権限を含み、土地区画整理事業の工事以外の工事を含む行為を施行者に認めているなどとして、国土交通省による明文の規定に基づかないスーパー堤防工事にお墨付きを与えた。

第一に、これらはほぼ第一審判決の丸写しであり、すでに控訴人らが控訴理由書やその後の準備書面ですでに徹底的に反論を尽くした点である。それにもかかわらず、控訴審判決は、第一審判決をそのままなぞり、控訴人らの反論についてはほとんど言及せず、黙殺した。控訴審の意義を失わせるきわめて遺憾な判決である。また同時に、控訴人らの論理について、控訴審が理由を付して排斥をすることができなかつた事実は、われわれの法解釈が正当であることの証左でもある。

第二に、判決はその理由付けとして、土地区画整理法100条の2の「管理」に、直ちに工事に相当する行為が「含まれないということはできない」、国土交通省の解釈が立法の経緯に「そぐわないということもできない」などとして、あたかも行政の法解釈が不当であるとの主張責任が控訴人らにあるかのごとき説示をおこなっている。しかし、法解釈は裁判所の専権事項であり、裁判所は、るべき法解釈について正面から自らの見解を示す義務を負っている。判決の説示は、法解釈を行う機関としての司法府の役割をも捨て去ったものと批判されなければならない。

## 第2 地盤の安全性について

### 1 地盤の安全性情報についての文書提出命令

本件訴訟では、地盤の安全性についての情報は、自分の所有地以外であっても、すべて公開すべきであるという文書提出命令が出された。従前、行政は、地盤の安全性に関する情報については、個人情報であるとして、地点を特定できる情報の開示をすべて拒んできたので、極めて画期的な判断であり、今後に与える影響は大きい。本件訴訟でも、これを契機に、具体的な分析を進めることができた。

### 2 宅地の安全性について考えてこなかった国土交通省の河川部門

さらに、本件訴訟では、国土交通省の河川部門には、スーパー堤防整備は、宅地の整備でもあるという視点が欠けており、宅地整備としての、スーパー堤防整備の方法について検討分析・ガイドライン作成などをしてこなかつたし、いまだにそれができていないことや盛り土部分の安全性欠落について、きちんとした検討分析をしていないことが明らかとなつた。宅地の整備であるという視点が、国土交通省の河川部門には欠けていたという本質的な欠陥が明らかになつたことは、本件訴訟の大きな成果といえる。

### 3 地盤の安全性の判定には、地耐力の測定と沈下の収束が必要

本件判決は、国土交通省の担当者の判断だけに依拠して、沈下の収束が認められると認定した点で重大な問題があるものの、他方、地盤が安全だとするためには、 $30\text{ KN/m}^2$  の地耐力が認められることと、沈下の収束が認められることの二つが必要と判示した。この点は重要な判断といえる。

今後は、地耐力の確保と沈下の収束が客観的科学的に認められるかをきちんと分析していくことが重要なポイントとなっていくことと思われる。

### 4 重大な問題の指摘に対する不十分な回答

もっとも、本判決では、原告側が指摘した、①千葉街道と第2街区が接する付近の第2街区北側部分の脆弱性、②その他の部分の盛り土部分に軟弱層がみつかったこと、③地盤に強度のバランスが取れていない箇所がみられ、不同沈下を生じさせ、また、大地震時での揺れ方（振動特性）にも差が出て、建造物への悪影響が懸念されること、④プレロードの結果の沈下から判明する不同沈下の危険性、⑤雨水は、本件施工区域の地盤改良されていない部分に浸透して、水が溜まり続け、地盤改良していない盛り土地盤内を選択的に流れ、次第に盛り土の粒子間の間隙を埋めていた泥質物を洗い流して水みちを開通させ、パイピング破壊につながる可能性もあること、また、豪雨に見舞われるたびに道路の舗装と盛り土表面との隙間に水流が発生し、次第に盛り土を洗い流して道路舗装の下に空隙を生じさせて突然の陥没事故を引き起こす可能性があることなどの点について、①と②については、地耐力の調査結果と沈下の収束が見られることから問題なしとし、③、④、⑤については、具体的な主張立証がないとして否定した。

地盤の危険性について現実的な問題点を指摘したにも関わらず、このような判断をしたことは本判決の重大な問題点といえる。

### 第3 スーパー堤防の必要性・公共性について

#### 1 控訴人らの主張

スーパー堤防に必要性・公共性が認められないことの根拠として、控訴人らは、以下の3点を主張した。

①北小岩地点では越水しない。②つながらない堤防は役にたたない。③必要な治水対策が阻まれる。

#### 2 判決内容とその問題点

##### ① 北小岩地点で越水する可能性はまったくないとはいえない？

判決は、建設技術研究所の報告書（乙16）に「年超過確率1／300以上の規模の洪水が起これば氾濫被害が起きる」旨の氾濫シミュレーションがあること等を根拠として、「堤防が決壊する可能性がまったくないということはできない」とした。

しかし、この氾濫シミュレーションは、実際の河道（平成24年時点）を前提としているながら、北小岩地点以外で氾濫も堤防決壊も発生しないというまったくあり得ない条件のもとでされたものであり、「北小岩地点で現実に越水する可能性があるかどうか」の判断根拠たりうるものではない。

客観的科学的にみて、年超過確率1／300以上の規模の洪水などでは、上流・中流で相当程度溢れ、最下流（河口からの距離13.5km）の本件地点の流量が減るので、本件地点で、破堤が起きることはありえない。こうした客観的科学的な事実に反するこの判断には重大な事実誤認がある。

##### ② つながらない堤防でも役にたつ？

判決は、スーパー堤防の「全体の完成がおよそ不可能であるとはいえない」、一部の整備でも「高台の上の浸水しにくい住宅地をつくることができる」、「水没しやすい低地と比較すれば高台がより安全である」から避難場所として活用されることがありうる、等とした。

しかし、治水対策は、洪水から流域住民の生命・財産をまもるための政策である。「およそ不可能とはいえない」という対策では流域住民の生命・財産をまもれない。スーパー堤防は堤防であって高台整備事業ではないし、堤防が避難場所として役立つという判断は常識に反し、住民の安全を著しく軽視するものである。

##### ③ 必要な治水対策が阻まれるとはいえない？

判決は、アーマーレビューはスーパー堤防と同程度の強度を有しないから、スーパー堤防を推進することが不合理とはいえないとする。しかし、アーマーレビューは越流水深60cmの洪水に3時間耐えられる技術である。現実の河川整備の課題に対し、「およそ完成が不可能とはいえない」レベルの対策に固執し、実現可能な対策をとらない河川行政は明らかに権限を濫用・逸脱している。

以上